

「松原ダム及び下笠ダム災害時における応急対策業務（土木、建築）に関する協定」についての公募（協定締結説明書を兼ねる）

標記について協定締結希望者を公募いたしますので、参加を希望される方は下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、入札は行いません。

令和 8 年 2 月 2 4 日

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所 前田 剛宏

1. 協定の概要

(1) 協定名 松原ダム災害時における応急対策業務（土木、建築）に関する協定

(2) 対象区間

2-1 松原ダム管理区間

- 【松原-1】 93k400の左右岸 ～ 95k600の左右岸
- 【松原-2】 95k600 ～ 1k800（津江川）の左右岸
95k600 ～ 96k100（杖立大橋）の左右岸
- 【松原-3】 96k100（杖立大橋）～ 97/600（岩戸公園）の左右岸
- 【松原-4】 97/600（岩戸公園）～ 左右岸99k200（杖立両国橋）の左右岸
- 【松原-5】 99k200（杖立両国橋）～ 100k700（管理区間末端）の左右岸
- 【松原-6】 1k800（津江川） ～ 3k800（下笠ダム迄）の左右岸

2-2 下笠ダム管理区間

- 【下笠-1】 下笠ダム ～ 9k600（鯛生川合流点迄）の左右岸
- 【下笠-2】 9k600（鯛生川合流点）～ 12k400（管理区間末端）の左右岸
- 【下笠-3】 0k000（上野田川合流点）～ 3k700（管理区間末端）の左右岸
- 【下笠-4】 0k000（川原川合流点）～ 2k500（管理区間末端）の左右岸

(3) 協定の内容等 協定の有効期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
別添の協定書（案）を参照。

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去 2 年以内に次の (A) から (G) までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A) から (F) までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「土木一式工事」、「その他の工事」、「建築一式工事」のいずれかの認定を受けていること。
ただし、本公示時点で一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、協定参加資格確認申請書等を提出することができるが、本公示の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 別添協定書（案）第2条における協力要請時の活動を統括的に管理するものとして、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。
- ① 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された土木工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された建築工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
- (5) 協定参加資格確認申請書（以下、確認申請書という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した工事のうち、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木一式工事」、「その他の工事」、「建築一式工事」のいずれかに係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が大分県日田市又は熊本県小国町に所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 協定締結者の決定方法
協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者で行います。
4. 担当窓口
〒838-1305 福岡県朝倉市菱野1142
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
（寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携推進室内）工務課 鍋坂
電話0946-52-8050 FAX0946-52-8030
電子メールアドレス：asakura_bousai@water.go.jp
本件に係る問い合わせは、9時00分～16時30分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時00分～13時00分までを除く）まで。
5. 協定参加資格の確認等
- (1) 確認申請書の作成
協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。
 - ① 協定参加資格確認申請書
 - ② 資格を有する技術者数

(2) 確認申請書の提出

確認申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：確認申請書の提出は、電子メール、持参又は郵送とします。
- ② 受付期間：令和8年2月25日（水）から令和8年3月13日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分（12時00分から13時00分は除く）とする。
- ③ 提出先：4. に同じ。

(3) その他

- ① 提出された確認申請書は、本協定締結の参加資格確認以外に無断で使用しません。
- ② 提出された確認申請書は返却しません。
- ③ 確認申請書の提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

6. 協定締結者等への通知

- (1) 協定締結者へは書面をもって、令和8年3月25日（水）までに通知します。
- (2) 確認申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について、令和8年3月25日（水）までに書面をもって筑後川上流総合管理所長から通知します。
- (3) 機構の都合により、(1) 及び (2) の通知を延期する場合があります。この場合には、確認申請書を提出した者に対し、事前に連絡します。

7. その他

本協定の締結は、独立行政法人水資源機構が実施する総合評価落札方式に係る評価項目のうち「企業の信頼性・社会性」について評価の対象となり、「地域貢献度」についての評価点を付与される場合があります。

以上